

神奈川県立がんセンター 医療安全監査委員会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療に係る安全管理のための体制を評価し、その業務実施状況について中立かつ客観的な立場から監査するため神奈川県立がんセンター（以下「当センター」という。）に設置する医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の業務実施状況に関する評価及び監査
 - (2) 当センターにおいて医療事故事案が発生した場合の対応に係る評価及び監査
 - (3) その他委員長が必要と認める事項
- 2 委員会は、監査の実施に際して、総長に業務実施状況の報告を求めることができるものとする。
- 3 委員会は、監査の実施に際して、必要に応じて関係職員からの事情の聴取及び実地調査を行うことができるものとする。
- 4 委員会は、第1項に掲げる事項について、その結果を総長に報告し、必要に応じて是正措置を指導助言するものとする。
- 5 委員会は、第1項及び前項に関する実施結果を、原則公表する。

(構成)

第3条 委員会は、総長が指名する者をもって構成する。ただし、委員の数は3人以上とし、委員長及び委員の過半数は当センターと利害関係のない者をもって充てる。

- 2 前項に定める利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとする。
- (1) 医療に係る安全管理の実務又は制度に識見を有する者
 - (2) 医療従事者以外の者（前号に掲げる者を除く。）
- 3 委員長は、当センターと利害関係のない委員の中から総長が指名し、当該委員の任期における初回の委員会において他の委員の同意を得るものとする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じたときは、総長は速やかに補充する委員を指名する。この場合、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 7 総長は、委員会の設置、委員名簿及び委員の選定理由について、公表を行う。

(開催)

第4条 委員会は、原則として毎年度2回開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたとき又は過半数の委員から求めがあっ

たときは、委員長は委員会を速やかに開催するものとする。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

(議事)

第5条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会及び第2条に定める事項において知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医療安全推進室で行う。

2 医療安全推進室は、議事録を作成し、当該年度の末日から起算して5年間保管しなければならない。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月13日から施行する。